

令和3年松前町告示第50号

松前町犬・猫不妊去勢手術費助成金交付要綱を次のように公表する。

令和3年4月14日

松前町長 岡本 靖

松前町犬・猫不妊去勢手術費助成金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(令和2年環境省告示第53号)及び愛媛県動物愛護管理推進計画(平成20年3月策定)に基づき、犬及び猫の不必要な繁殖並びに周囲に対する危害及び迷惑の防止を図るため、所有者のいる犬及び猫並びに地域猫(地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている特定の飼い主のいない猫をいう。以下同じ。)の不妊又は去勢の手術(以下「手術」という。)に対し、町が予算の範囲内で松前町犬・猫不妊去勢手術費助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象経費)

第2条 助成対象経費は、獣医療法(平成4年法律第46号)第3条の規定により届け出られた愛媛県内の診療施設(以下「診療施設」という。)において、獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条の免許を有する獣医師(以下単に「獣医師」という。)が実施した犬若しくは猫の手術に要する経費又は公益社団法人愛媛県獣医師会(以下「獣医師会」という。)が野良猫(地域猫)対策支援事業において、同年度中に実施した町内に生息する地域猫の避妊手術に要する経費として獣医師会の会員に支払った謝金等とする。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 町内に居住し、かつ、犬(狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定による登録を受け、かつ、同法第5条第1項の規定による狂犬病の予防注射を受けている犬に限る。以下同じ。)又は猫を町内において飼養していること。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和42年法律第105号)第12条第1項第4号に規定する第1種動物取扱業者(以下「第1種動物取扱業者」という。)に該当しないこと。

ウ 松前町の町税等(町税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料という。)を滞納としていないこと。

(2) 次のいずれにも該当する者

ア 町内に居住し、地域猫を町内で保護していること。

イ 地域猫が手術済であることを識別するために、地域猫の耳の一部を切り取らせていること。

ウ 第1種動物取扱業者に該当しないこと。

(3) 獣医師会

(助成金の交付額)

第4条 町長は、手術1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を助成するものとする。ただし、手術料金が当該各号に定める額に満たない場合は、その額(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 犬又は猫(地域猫を除く。) 2,300円

(2) 地域猫 4,000円

(交付の申請)

第5条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、犬又は猫に対する手術を実施した診療施設の獣医師から、犬・猫不妊去勢手術費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)の所定欄に当該手術の実施日、代金その他必要な事項の記入及び押印を受けた後、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書兼請求書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査の上、適当と認めるときは助成金の交付を決定し犬・猫不妊去勢手術費助成金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは犬・猫不妊去勢手術費助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定をした助成対象者(以下「助成事業者」という。)に対し、当該助成事業者の指定する金融機関等の口座に助成金を振り込むことにより当該助成金を交付するものとする。

(報告及び現地調査)

第8条 町長は、獣医師及び助成事業者に対して、必要に応じて報告を求め、又は現地調査を行うことがある。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、助成事業者が次のいずれかに該当するときは、当該助成金の交付決定を取り消すことがある。

(1) この要綱及び関係法令の規定に違反していることが明らかになったとき。

(2) 虚偽の申請により助成金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が助成の決定の取消しの必要を認めたとき。

2 前項の規定による取消しをした場合は、書面をもって通知する。

(助成金の返還)

第10条 町長は、前条の場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

附 則(令和4年3月22日松前町告示第10号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

犬・猫不妊去勢手術費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

松前町長 様

申請者 住 所
 氏 名 印
 電 話

松前町犬・猫不妊去勢手術費助成金の交付を受けたいので、松前町犬・猫不妊去勢手術費助成金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

種別	犬・猫・地域猫 (保護場所)		性別	雄・雌	呼名	
毛色		毛の長さ	年齢	歳 月	体格	大・中・小
登 録 番 号			注 射 番 号			
同意書 (種別が地域猫の場合は不要)	助成金の交付申請をするに当たり、所管課において松前町犬・猫不妊去勢手術費助成金交付要綱第 3 条に規定する助成対象者の要件を確認するため、私の町税等 (個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料) の納付状況 (滞納の有無) について、担当課に照会することを同意します。					
	氏 名			印		
手術実施獣医師の証明	手術実施日	年 月 日	手術内容	去勢 ・ 不妊		
	耳カットの施術	有 ・ 無	手術代金	円 (消費税及び地方消費税含む。)		
	手術実施 動物病院	住 所				
		施設名				
氏 名					印	

助 成 金	金	円
-------	---	---

※なお、助成金を下記の私の口座に振り込んでください。

振 込 先	金融機関	銀 行 信用金庫 農 協	支 店 支 所 ()
	種 別	普通 ・ 当座	口座番号
	口座名義人	フリガナ	
氏 名			

第 号

犬・猫不妊去勢手術費助成金交付決定通知書

年 月 日

..... 様

松前町長

印

年 月 日に申請のあった、松前町犬・猫不妊去勢手術費助成金の
交付について、次のとおり決定しましたので、松前町犬・猫不妊去勢手術費助成金
交付要綱第6条の規定により通知します。

1 助成金交付決定額

円

2 備 考

第 号

犬・猫不妊去勢手術費助成金不交付決定通知書

年 月 日

..... 様

松前町長

印

年 月 日に申請のあった、松前町犬・猫不妊去勢手術費助成金の交付について、次の理由により不交付と決定しましたので、松前町犬・猫不妊去勢手術費助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

理 由

- あなたの住所は、松前町内にありません。
- あなたの犬は、登録を受けていません。
- あなたの犬は、狂犬病の予防注射を受けていません。
- その他

